

【市独自】低所得者層の世帯への家計支援として 1世帯あたり5千円分の商品券を配付

令和4年（2022年）10月5日（水）

箕面市では、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響により負担が増えている家計への支援を目的に、これまでの支援策が届いていない低所得者層の世帯に対して、箕面商工会議所が発行する市内店舗で使用可能な商品券「小さなお店応援チケットⅣ」を1世帯あたり5,000円分配付します。

配付の対象となる世帯は、令和4年8月31日時点において、住民基本台帳に登録されている世帯のうち、世帯全員の令和4年度の市・府民税の合計所得の合算が200万円以下の課税世帯であって、令和3・4年度非課税世帯への臨時特別給付金の支給対象及び箕面市子ども教育・生活支援事業等により子育て世帯向けギフトカードの配付対象を除いた世帯です。

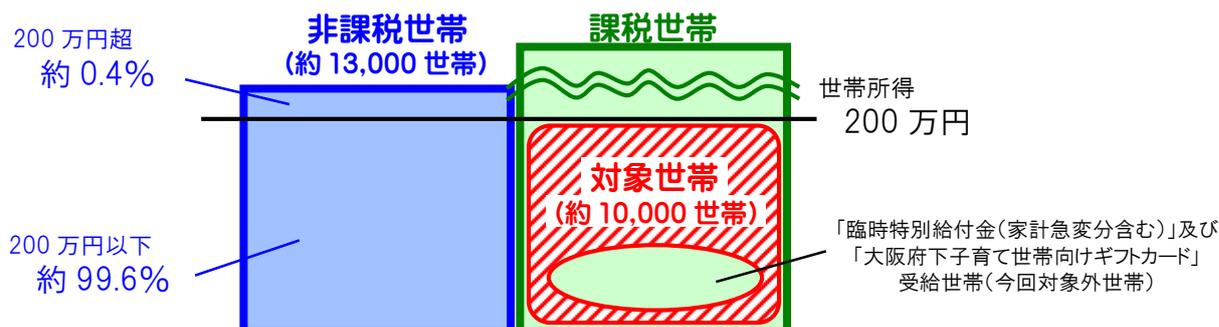
手続き不要で、配付対象世帯には事前通知書を10月下旬に送付し、受給辞退の申出がなかった世帯に対して、11月以降に世帯主あて順次発送します。

1. 事業概要

箕面市では、これまで「非課税世帯」や「大阪府下の子育て世帯」を対象に、コロナ禍における家計支援を目的として、給付金やギフトカード等の支給を実施しています。

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（以下、臨時特別給付金）」の支給対象となる非課税世帯13,000世帯のうち、合計所得の合算額が200万円以下の世帯は99.6%を占めている中、同じく200万円以下の世帯であっても課税世帯となることで臨時特別給付金の支援を受けられない世帯が約10,000世帯もある状況です。

上記の約10,000世帯を対象に、新たな支援施策を実施することで、低所得者層への家計支援を図り、あわせて市内店舗で使用できる商品券の配付により市内中小・小規模事業者を応援するものです。



2. 配付内容など

(1) 配付内容

- 商工会議所が11月から発行する商品券「小さなお店応援チケットⅣ」
5,000円分（額面500円×10枚）
- 「小さなお店応援チケットⅣ」は市内の約450店舗で使用可能
- 使用可能期間は、令和4年11月1日から令和5年1月31日

(2) 配付対象（約10,000世帯）

以下の全ての要件を満たす世帯

- ①基準日（令和4年8月31日）時点で箕面市の住民基本台帳に登録がある
- ②世帯全員の令和4年度住民税の合計所得の合算が200万円以下、かつ世帯構成員のうち一人でも課税者がいる（世帯合算所得200万円以下の課税世帯）
- ③令和3・4年度住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給対象外
- ④大阪府下子育て世帯向けギフトカードの配付対象外

(3) 配付方法とスケジュール

- 10月下旬：対象世帯あてに受給に関する事前通知書を送付
- 11月以降：受給辞退の申出がなかった世帯に対して、世帯主あて商品券を順次発送

3. 小さなお店応援チケットⅣについて

コロナ禍で売上が減少した市内の中小・小規模事業者の応援と、市民への生活支援を目的とした、プレミアム付商品券です。レギュラー商品券（6,000円分を5,000円で販売）とタクシーチケット付商品券（2,500円分の商品券とタクシーチケット1,000円分を2,000円で販売）の2種類があります。

詳しくは右記QRコードからご確認ください。



問い合わせ先

箕面市総務部 総務室

TEL 072-724-6920(直通)